

新旧対照表

<普通預金規定>

新	旧
<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1)この預金を払戻すときは、当社所定の請求書に<u>お届けの印章(または署名)により記名押印(または署名)して</u>、この通帳とともに提出してください。</p> <p>(略)</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1)この預金を払戻すときは、当社所定の請求書にお届けの印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して(暗証を届出の場合は暗証を記入して、記名押印のうえ)この通帳とともに提出してください。</p>
<p>8. (印鑑照合)</p> <p>この預金に関する請求書、諸届その他の書類に使用された<u>印影(または署名)をお届けの印鑑(または署名鑑)</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき<u>偽造、変造その他の事故</u>があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、本人が個人の場合、本人は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>8. (印鑑照合)</p> <p>この預金に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名および暗証)をお届けの印鑑(または署名鑑および暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造、暗証の盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、本人が個人の場合、本人は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>

<キャッシュカード規定>

新	旧
<p>9. (預入機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>(2)停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより普通預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(3)前項による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に<u>氏名および金額</u>を記入のうえ、<u>カードと当社所定の本人確認書類</u>を提出してください。</p> <p>(4)停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項に定める条件に従った上で、前項に定める手続きに加えて振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</p>	<p>9. (預入機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>(2)停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当社が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより普通預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(3)前項による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。</p> <p>(4)停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、第2項に定める条件に従った上で、前項に定める手続きに加えて振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。</p>
<p>12. (カード・暗証の管理等)</p> <p>(略)</p> <p>(2)当社は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的記録が、当社が本人に交付したカードの電磁的記録と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻し、あるいは振替取引等を行います。この場合、カードまたは暗証につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第13条および第14条に定める場合を除き、当社および提携先は責任を負いません。</p> <p>(3)当社の窓口において<u>カードと当社所定の本人確認書類の提示を受け取扱いしました場合には</u>、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。</p>	<p>12. (カード・暗証の管理等)</p> <p>(略)</p> <p>(2)当社は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的記録が、当社が本人に交付したカードの電磁的記録と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ、預金の払戻し、あるいは振替取引等を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第13条および第14条に定める場合を除き、当社および提携先は責任を負いません。</p> <p>(3)当社の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いしました場合には、そのために生じた損害については、当社および提携先は責任を負いません。</p>